

## 東京都島しょ地域リハビリテーション検討部会設置要領

令和6年2月15日5保医医救第929号

### (目的)

第1 急性期治療後の島しょ地域の患者が住み慣れた島に、安心して、早期に帰島できるよう、島しょ地域のリハビリテーションに関する課題や対応について検討を行うため、東京都へき地医療対策協議会設置要綱（平成25年9月30日付25福保医救第679号決定）第5「部会の設置」に基づき、東京都島しょ地域リハビリテーション検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 検討部会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を東京都へき地医療対策協議会に報告する。

- (1) 早期帰島を実現するためのリハビリテーションに係る連携体制について
- (2) 島しょのリハビリテーションに必要な施設・設備・人員について
- (3) 島しょのリハビリテーションに必要な人材の確保を支援する体制について
- (4) 上記を踏まえたモデル事業の実施について
- (5) その他早期帰島を実現するために必要なこと

### (構成)

第3 検討部会は次に掲げる者につき、保健医療局長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 東京都へき地医療拠点病院のリハビリテーション関係者又は退院支援関係者
- (2) 回復期病棟を有する病院のリハビリテーション関係者又は退院支援関係者
- (3) 島しょ地域の医療機関の医師
- (4) 学識経験者
- (5) 東京都へき地医療対策協議会の委員
- (6) その他医療政策部長が必要と認める者

### (任期)

第4 委員の任期は委嘱の日から2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

### (部会長)

第5 検討部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、東京都へき地医療対策協議会会長の指名により選任する。
- 3 部会長は、検討部会を招集し、会務を総括する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(代理)

第6 委員は、職務代理者を代理として出席させることができる。

(会議及び会議録の公開等)

第7 検討部会の会議（以下「会議」という。）及び会議に係る協議資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は、原則として公開する。ただし、出席委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、部会長は、必要な条件を付することができる。

(委員への謝礼の支払い)

第8 第3に掲げる委員（東京都職員を除く。）の検討部会への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した検討部会の出席に対する謝礼の総額を翌月末までに支払うこととする。

(庶務)

第9 検討部会の庶務は、保健医療局医療政策部救急災害医療課において処理する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。